



特別養護老人ホーム 筑波園 (料金表)

令和6年4月1日～

介護老人福祉施設 別館・ユニット型個室 (1人部屋)

Table with columns for care level (要介護1-5), unit, and various charges (body care, meals, etc.).

(※7)日常生活継続支援加算の算定要件が満たされない際は、サービス提供体制強化加算 22単位がかかります。

(※14)生活機能向上支援加算(Ⅱ)は個別機能訓練加算Ⅰを算定している際は、月100単位がかかります。

【科学的介護情報システム(LIFE)に基づいた加算(月1回算定)】(※8)科学的介護推進体制加算Ⅱ 60単位 (※9)個別機能訓練加算Ⅱ 20単位

(※10)褥瘡マネジメント加算Ⅰ 3単位 又はⅡ 13単位 (※11)褥瘡予防支援加算Ⅰ 10単位 又はⅡ 15単位 又はⅢ 20単位

Table showing calculation examples for care levels 1-5, including unit counts and charges.

例) 要介護3の方で30日利用された場合(1割負担)の計算例

Table showing monthly charges for different care levels (1st to 4th stage) including food and housing costs.

Table listing additional charges for various services like initial care, safety measures, and nursing care.

Table listing charges for services provided to users and their families, such as document management and transportation.

Table listing items provided by other facilities and exceptions, such as toiletries and bedding.

Table listing charges for out-of-town travel, including food and transportation costs.

※1)	看護体制加算Ⅰとは、常勤の看護師を1名以上配置していること。
※2)	日常生活継続支援加算とは、日常生活に支援を要する介護度の高い方や認知症の症状のある方を受け入れ、専門性の高い有資格者（介護福祉士）の配置基準を満たしている場合に算定されます。※尚算定要件等の関係で加算される月と加算されない月がありますので請求等に確認下さい。
※3)	夜勤職員配置加算Ⅲ、Ⅳとは、夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間をいう。）に必要となる夜勤職員の数を1以上上回って配置すること。また、その中の1名が喀痰吸引行為業務従事者認定のものであること。
※4)	個別機能訓練加算Ⅰとは、常勤の機能訓練指導員を配置し、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、多職種が共同して当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うこと。
※5)	介護職員処遇改善加算とは、介護職員の処遇改善（資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善）の取組を行う事業所に対して加算されます。
※6)	事業所所在地がつくば市である事業所は5級地であり、現在の1単位の単価が10.45円となります。
※7)	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）とは、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が当該基準を満たした場合に算定されます。なお、日常生活継続支援加算を算定しない場合に、サービス提供体制加算を算定する事とする。
※8)	科学的介護推進体制加算Ⅱとは、科学的介護情報システム（LIFE）を用いて厚生労働省に情報提出を行い、入所者に提供する施設サービスの質を向上させていくため、PDCA（※）サイクルにより更なる向上に努める事を評価した加算。
※9)	個別機能訓練加算Ⅱとは、個別機能訓練加算Ⅰを算定している場合で、かつ個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している場合に算定する加算。
※10)	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ）とは、褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同によりPDCA（※）サイクルの構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った事を評価した加算。
※11)	排せつ支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）とは、排せつ支援の質の向上を図るため、多職種の共同によりPDCA（※）サイクルの構築を通じて、継続的に排せつ支援の質の管理を行った事を評価した加算。
※12)	減額とは *第1段階・・・住民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者または生活保護受給者 【預貯金等の資産状況（単身）1000万以下（夫婦）2000万以下】 *第2段階・・・住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額が80万円以下の方【預貯金等の資産状況（単身）650万以下（夫婦）1650万以下】 *第3段階(1)・・・住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額が80万円を超えて120万円以下の方【預貯金等の資産状況（単身）550万以下（夫婦）1550万以下】 *第3段階(2)・・・住民税非課税世帯に属する方で、課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得額が120万円を超える方【預貯金等の資産状況（単身）500万以下（夫婦）1500万以下】 *第4段階・・・住民税課税世帯に属する方
※13)	介護職員等ベースアップ等支援加算とは、介護職員の処遇改善（資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善）の取組を行う事業所に対して加算されます。
※14)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)とは、外部医療提供施設の理学療法士との連携により、利用者の身体状況を確認し、3月に1回を限度として個別機能訓練計画を見直す事を評価した加算。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者側の負担額を変更します。
※PDCAサイクル・・・Plan（計画書等の作成）Do（計画書等に基づいたケアの実施）Check（評価）Action（改善）
PDCAサイクルの循環に基づき、質の高いケアに繋げていく取り組み。